様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

津南町移住・就業等支援事業補助金交付申請書

津南町長　様

　津南町移住・就業等支援事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて補助金を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　　名 | 印  |  | 西暦　　年　月　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　補助金の内容（該当する項目に○を付けてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯の別 | 単身 ・ 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 補助金の種類 | 就業 ・ 起業テレワーク ・ 関係人口 | 上記世帯の人数のうち18歳未満の者の人数（移住前に妊娠中で、移住後に出生した子どもも含む。） | 人 |

３　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |

４　各種確認事項（該当する項目に○を付けてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別記１「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 別記２「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．同意する | Ｂ．同意しない |
| 同一世帯で津南町子育て世帯移住支援金交付要綱に基づく支援金を受給した者がいないことについて | Ａ．いない | Ｂ．いる |
| 申請日から５年以上継続して、津南町に居住する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| 申請者を含む世帯員全てが津南町暴力団排除条例に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことについて | Ａ．該当する | Ｂ．該当しない |
| 申請者が申請日において町が定める特定の公務員でない、かつ、申請者が申請日から１年以内に町が定める特定の公務員となる見込みがないことについて | Ａ．該当する | Ｂ．該当しない |
| （就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して就業・起業する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）津南町への移住について | Ａ．自己の意思である | Ｂ．所属からの命令である |

※　各種確認事項の「Ｂ」に〇を付けた場合、補助金の交付対象となりません。

５　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |

６　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

　　※５年以上の在勤履歴の記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

７　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 | 　 |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　　） |

８　（関係人口要件の申請による移住者のみ記載）関係人口要件の該当について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当要件（あてはまるものにチェック） | 移住時点の年齢が45歳以下で、次に掲げる事項のいずれかに該当する者□移住する前年以前に2回以上津南町にふるさと納税をしたことがあり、かつ移住する前に津南町への来訪経験がある者□移住するまでに津南町又は津南町移住サポーターが主催する移住体験ツアーに参加した者□移住するまでに津南町移住コーディネーター又は津南町移住サポーター同伴のもと津南町内を現地視察した者 |
| 確認者名（課名・氏名） |  |

※町担当者が過去の履歴をもとに関係人口要件を満たすかどうかの確認を行います。その際、場合によっては要件を証明するための書類等の提出を求めることがあります。

別記１　補助金の交付申請に関する誓約事項

　１　移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び津南町から調査を求められた場合には、それに応じます。

　２　以下の場合には、津南町移住・就業等支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

1. 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
2. 補助金の申請日から３年未満に津南町以外の市区町村に転出した場合：全額
3. （就業の場合のみ）補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
4. 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
5. 補助金の申請日から３年以上５年以内に津南町以外の市区町村に転出した場合：半額

別記２　移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

　　新潟県及び津南町は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　また、新潟県及び津南町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業等支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。